

入札説明書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
1	1	1							公表資料の優先順位	公表資料(入札説明書、要求水準書、基本協定書、事業契約書、質疑回答等)及び事業者の提出した提案書等について、疑義が生じた場合の優先順位をご教示ください。	入札説明書等は、一体のものであり、事業者の提案書に優先をします。
2	4	2	8.	(1)					統括管理業務	統括管理業務として記載されている①～④の業務を実施する企業は、P11 第3.3.(3)入札参加者の参加資格要件(業務別)に要件の記載がないため、参加に必要とされる要件は、(2)入札参加者の参加資格要件(共通事項)のみということによろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	4	2	8.						PFI事業者	「PFI事業者」とはコンソーシアムを指すとの理解でよろしいでしょうか。	コンソーシアムが組成した特別目的会社(SPC)を指します。
4	5	2	8.	(6)					自由提案事業等	任意提案事業である自由提案事業、及び自由提案施設事業を市が承認する(承認しない)基準をご教示下さい。	業務要求水準書P90以降に記載した条件等について、市が総合的かつ合理的に判断した結果、適合していると判断したものです。
5	5	2	8.	(6)				※	自由提案事業	「自由提案事業及び自由提案事業は～」との記載されている文章は、「自由提案事業及び自由提案施設事業は～」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 「自由提案事業及び自由提案施設事業は～」に修正します。
6	6	2	10.	(2)					利用者から得る収入	駐車場については香陵公園内、及びその周辺の公の施設に付帯する駐車場という扱いになると考えます。その場合、既存の市営駐車場(香貫駐車場、香陵駐車場)と、無料となる時間や減免の規定は同様という理解でよろしいでしょうか。料金設定(上限および減免、対象となる施設等)について具体的にお示しください。 また、新市民体育館や上記公の施設の利用者以外が駐車した場合でも「市が示す上限の範囲内」の料金設定をしなければならないという認識で宜しいでしょうか。	新駐車場は、個の公の施設とする予定であり、市役所、市民文化センター及び新市民体育館利用者以外の方も利用できる駐車場となります。 減免については、業務要求水準書P82(4)利用料金の減免の取扱いに示した通りです。 次に、新駐車場の使用料は条例にて規定する必要があり、指定管理者制度を併用することから、PFI事業者は条例に定める金額を上限とする範囲内で市の承諾を得て料金を設定することとなります。

入札説明書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
7	6	2	10.	(1)	2)				開業準備業務の対価	本施設の事業契約締結後から供用が開始されるまでに発生する費用、開業準備業務(区分) a施設の利用促進に係る業務 b開館式典及び内覧会等の実施に係る業務 c開館準備期間中の維持管理業務 d開館準備期間中の維持管理業務のすべてを含めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
8	6	2	10.	(2)	3)				独立採算により行う事業に係る収入	一般的な飲料の自動販売機の設置・運営等を行う自由提案事業を行うにあたり、PFI事業者から貴市に対し対価(行政財産の貸付及び目的外使用許可)を支払う必要がありますでしょうか。また、ある場合はどのような計算を行い支出として計上するべきでしょうか。	新市民体育館内の自動販売機の設置については、条例にて”指定管理者の業務の範囲”として”施設利用者の利便の向上に資する業務”を規定し、指定管理者による自主事業として指定管理者に管理権限を委任する際に自動販売機の設置について協定を締結する予定です。よってPFI事業者が新市民体育館内に自動販売機を設置する場合には設置に係る使用料は不要としますが、光熱水費等は事業者が負担する必要があります。新駐車場及び外構部分に自動販売機を設置する場合は、行政財産の目的外使用許可の対象となり、使用料を支払う必要があります。計算式については業務要求水準書P93 (8)行政財産の使用料をご参照ください。
9	7	2	11.	(2)		④			指定管理者の指定	指定管理者の指定について「各施設の供用開始直前の市議会定例会の議決日」と記載がありますが、供用開始直前とは開業準備の直前という理解でよろしいでしょうか。開業準備業務において事前予約受付等が発生しますが、指定管理者の指定を受けない段階では(施設利用予約の受付で発生するもの、およびキャンセル時に発生するもの等)の利用料金収受ができないという理解です。	同箇所は事業期間の予定を記載しておりますので、提案の内容により、協議のうえで決定するものとします。
10	8	2	12.		12)				事業に必要と想定される主な根拠法令等	PFI 事業者が本事業を実施するにあたって、遵守すべき主な法令～と記述のありますが、新市民体育館の用途は建築基準法、静岡県建築基準条例等を鑑み貴市は「観覧場」「体育館」どちらに当たるとご認識でしょうか。	業務要求水準書P21に示す通り、「観覧場」及び「体育館その他」の複合用途を想定しています。
11	9	3	2.						事業者の募集及び選定に関する事項	再度質疑期間を設けていただきたいです。	追加の質疑期間は設けません。質疑事項がある場合は、事業者対話にて対話項目として確認事項を提出してください。

入札説明書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
12	9	3	2.						入札説明書等に関する質問への回答の公表日程について	「入札説明書等に関する質問への回答の公表」について手順及びスケジュールの日程では2019年5月17日となっておりますが、「入札参加資格確認申請書」に係る内容については、可能な限り前倒しでご回答頂きたい。 【前倒しでご回答頂きたい主な項目】 ・入札参加者の参加資格要件に係る内容 ・提出様式に係る内容(様式2-1～様式2-10) ・提出様式へ添付する書類に係る内容	提出された時期が早期なものから順次回答を作成しておりますが、可能な限り配慮します。
13	9	3	2.						手順及びスケジュール	⑨事業者対話を実施される予定ですが、事業者対話を受けて、条件や水準等が変更される可能性はありますか。	基本的に条件や要求水準の変更は想定していませんが、事業者対話における対話内容によります。変更がある場合は、速やかにその内容を公表します。
14	9	3	3.	(1)	1)				入札参加者の構成等	「設計企業」「建設企業」「工事監理企業」「維持管理企業」「運営企業」に「新駐車場(立体部)建設業務」を新たに加え、「協力会社」としてPFI事業者から直接請負う事は可能でしょうか。	可能です。
15	10	3	3.	(2)	3)				入札参加者の参加資格要件(共通事項)	3)に記載の要件でない者という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 「～に該当しない者であること。」に修正します。
16	11	3	3.	(3)	1)	②			設計企業	「同一種類の業務」とありますが、「同一種類」の具体的な用途、規模等をご教示ください。	「同一種類の業務」とは、建築物の設計等であり、用途や規模は問いません。
17	11	3	3.	(3)	1)	②			設計企業(建設企業も共通)	「2019年1月1日(以下、「基準日」という。)の直前2年の事業年度の期間」とは、仮に3月が決算月の場合、2016年4月1日～2018年3月31日の2年間との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

入札説明書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
18	11	3	3.	(3)	1)	②			設計企業(建設企業も共通)	「基準日(2019年1月1日)の直前に到来した事業年度の終了の日」とは、仮に3月が決算月の場合、2018年3月31日との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
19	12	3	3.	(3)	1)	③			設計企業	「体育館等の類似施設」とありますが、「類似施設」の具体的な用途、規模等をご教示ください。	空間規模、仕上げ等が体育館等と類似する施設とお考え下さい。
20	12	3	3.	(3)	1)	③			設計企業	「駐車・駐輪場の同種類似施設」は、体育館と同一契約での実績が必要でしょうか。それとも別契約での実績が必要でしょうか。ご教示ください。	「駐車・駐輪場の同種類似施設」は、体育館と同一契約でも、別契約でも問題ありません。
21	12	3	3.	(3)	1)	③			設計企業	駐車・駐輪場は、付属施設での実績でよろしいでしょうか。	駐車・駐輪場は、付属施設での実績でも構いません。
22	12	3	3.	(3)	1)	③			設計企業	「駐車・駐輪場の同種類似施設」は、自走式、機械式、駐車台数等の条件をご教示ください。	提案書に記載を予定する施設と同種類似したものを記載してください。
23	12	3	3.	(3)	2)	②			建設企業	建設業法第27条の23第1項の審査を受けた者であることを証する書類とは何かご教示ください。	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書です。
24	12	3	3.	(3)	2)	③			建設企業	「同一種類の建設工事」とありますが、「同一種類」の具体的な用途、規模等をご教示ください。	建設業許可の業種区分の工事となります。用途や規模は問いません。

入札説明書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
25	12	3	3.	(3)	2)	④			建設企業	「体育館等の類似施設」とありますが、「類似施設」の具体的な用途、規模等を、教えてください。	No.19の回答をご参照ください。
26	12	3	3.	(3)	2)	④			建設企業	「駐車・駐輪場の同種類似施設」は、体育館と同一契約での実績が必要でしょうか。それとも別契約での実績が必要でしょうか。ご教示ください。	No.20の回答をご参照ください。
27	12	3	3.	(3)	2)	④			建設企業	駐車・駐輪場は、付属施設での実績でよろしいでしょうか。	No.21の回答をご参照ください。
28	12	3	3.	(3)	2)	④			建設企業	「駐車・駐輪場の同種類似施設」は、自走式、機械式、駐車台数等の条件をご教示ください。	No.22の回答をご参照ください。
29	12	3	8.	(3)	2)	② ③			建設企業の入札参加要件	「当該企業が担当する建設工事と同一種類の建設工事」とありますが、ここでいう「種類」とは、建設業法による建設工事の業種区分という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
30	13	3	3.	(3)	4)	③			維持管理企業の参加資格要件	維持管理業務の遂行にあたり必要な資格について、最低限提出を求めるものをご教示下さい。	提案書に記載を予定する業務内容の実施に必要な資格を証するものです。
31	14	3	4.	(4)	2)				入札参加資格確認申請書	統括管理業務として記載されている①～④の業務を実施する企業は、様式2-5～2-9と同様に、見出しを「入札参加資格確認申請書(統括管理業務を行う企業)」として提出するという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、様式番号はどのようにすればよいかご教示ください。	統括管理業務に関する入札参加資格確認申請書の提出は不要です

入札説明書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
32	14	3	4.	(4)	2)				入札参加資格確認申請書	自由提案事業等として記載されている①および②の業務を実施する企業は、様式2-5～2-9と同様に、見出しを「入札参加資格確認申請書(自由提案事業等を行う企業)」として提出するという理解でよろしいでしょうか。その場合、様式番号はどのようにすればよいかご教示ください。また、例えば運営企業が①の自由提案事業を行う場合は、入札参加資格確認申請書(運営業務を行う企業)の応募グループ内での役割分担欄に、「運営業務、自由提案事業」と記載すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	自由提案事業に関する入札参加資格確認申請書の提出は不要です。
33	15	3	4.	(3)					自由提案事業等の照会について	「内容によっては市の承認を受けることができない可能性がある」との事ですが、想定される「市の承認を受けることができない」場合について具体的にお示しください。 例)「公序良俗に悪影響を及ぼすか否かに関わらず、市の意図する提案でない」「成立可能性が低い」等	”立地等の諸条件から法令等により規制がされているもの”、“業務要求水準書に示す要件を満たしていないもの”、“公の施設において実施することが不適切であるもの”、“実現性がないと判断したものの”等です。詳細については個別に判断します。
34	16	3	4.	(4)	2)				参加表明書、入札参加資格確認申請書	本総合評価一般競争入札に「構成員」として参加する場合、沼津市の入札参加資格申請書で「代表者(社長)」から「受任者(事務所長)」に権限を委任しているため参加表明書、入札参加資格確認申請書に記載する代表者名は「受任者(事務所長)」として書類を作成するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 委任事務所で参加申請をする場合は、代表者からの契約権限等の委任を証する書面が必要となります。なお、書面の提出等については以下の通りとします。 (1)沼津市競争入札参加資格審査申請をしている場合 ①委任事務所に委任し、同委任事務所で申請する場合 →本書面の提出は不要 ②委任事務所に委任しているが、本社・本店で申請する場合 →本書面の提出は不要とし、使用印鑑届を本社・本店の使用印で提出 (2)沼津市競争入札参加資格申請をしていない場合 委任事務所に委任する場合は、沼津市競争入札参加資格審査申請提出書類の委任状(5市3町統一様式4)を参考に書面を作成して提出(委任日は様式2-3で代表企業に委任する日と整合を図ってください)
35	17	3	4.	(5)	1)				実施日時	実施時間は、申込状況に応じて決定するとありますが、現状、どれくらいを想定されていますか。	1グループあたり1時間程度を想定しております。ただし、申し込みの状況に応じて決定します。



入札説明書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
36	18	3	4.	(7)	5)	①			著作権の取扱いについて	「市は、本事業の内容を…(中略)…提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。」との事ですが、例えば貴市へ情報公開請求等があった際の請求者への情報開示の範囲等については、入札参加者と協議の上入札参加者の意思が尊重されたものとなるという理解でよろしいでしょうか。提案書の内容は事業者のノウハウに関わるものとなりますので配慮頂きたい。	沼津市情報公開条例(平成12年9月27日条例第37号)第5条の規定による不開示情報に該当する場合には開示しません。また、開示する場合は事前に事業者を確認をします。
37	19	3	4.	(8)	4)				入札予定価格	利用者収入を多く見積もることで応札価格の内訳を意図的に変えることが可能です。公平性を担保するために、市が想定している建設費、維持管理費をそれぞれ開示いただくことはできませんでしょうか。	予定価格は、原則として総額について定めることとしており、内訳は示しません。
38	19	3	4.	(8)	4)				入札予定価格	予定価格の金額は、消費税等を含む金額となっておりますが、この消費税率は8%でしょうか、10%でしょうか。	消費税率は10%です。
39	19	3	4.	(8)	4)				入札予定価格について	当該予定価格の消費税及び地方消費税の設定についてご教示下さい。	No.39の回答をご参照ください。
40	20	3	5.	(3)					事業者プレゼンテーション(12)	「(Microsoft Point Pointのアニメーションを除く)」との記載について、Microsoft Point Pointに添付した3Dアニメーションの使用は可能という解釈でお間違いないでしょうか。	3Dアニメーションの使用は不可とします。
41	25	6	2.	(1)					諸室等の名称について	諸室等の名称について実施方針時点におけるものから改称されておりますが、貴市の意図が反映されたものと考えております。具体的な意図について下記諸室別にお示しください。 1)メインアリーナからスポーツアリーナへの改称 2)サブアリーナから多目的アリーナへの改称 3)フィットネススタジオ(多目的室)から多目的スタジオへの改称	質問のあったいずれの事項についても、国庫補助金等の採択に向けてその名称についても用途等をわかりやすく分別するために変更したものです。

入札説明書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
42	26	6	2.	(1)					防災備蓄品	防災備蓄倉庫内の備蓄品については貴市にて整備・更新されるものとの認識でよろしいでしょうか。また、整備されるものの品目・数量についてお示してください。	ご理解のとおりです。備蓄品の主なものは業務要求水準書P31 5(2) 3)㉔に示す通りです。数量の詳細は対象避難想定人数等や近隣の避難地である第四小学校との役割分担等を含めて計画していきます。
43	26	6	2.	(4)					自由提案施設	入札参加者が任意で提案した自由提案施設について、収支が悪化する事により継続が困難となった場合等で、テナント変更等を行い事業の継続を目指したものの、収支の改善につながらなかった場合等では必要に応じて貴市とPFI事業者の間での協議により、貸付契約の終了も可能という理解でよろしいでしょうか。	自由提案施設事業者は提案した事業期間の途中で事業を中止または放棄することは原則できません。貸付契約は市の判断で終了することとなります。
44	26	6	2.	(4)					行政財産貸付契約について	行政財産貸付契約の案についてお示ください。	行政財産貸付契約(案)を作成し、公表します。

※先行して公表した回答とNo.が異なるものがあります